

委託訓練契約書

京都府（以下「甲」という。）は、甲の行う職業訓練を委託するに当たり、（決定後記入）（以下「乙」という。）と次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、別表に定める職業訓練及び就職支援の実施並びにこれに伴う業務等を乙に委託する（就職支援の内容について、別表中4のとおり）。

（再委託等の禁止）

第2条 乙は、甲から委託を受けた前条に定めた業務（以下「受託業務」という。）を別表中9に定める「実習先事業所一覧」以外の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りではない。

2 前項ただし書の場合、乙は、当該第三者に対してこの契約に定める乙の義務と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、甲に対し責任を負うものとする。

（委託業務の内容の変更）

第3条 乙は、受託業務の内容を変更しようとする場合若しくは受託業務を中止しようとする場合は、事前に甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、受託業務の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を甲に報告し、その指示に従うものとする。

（訓練実施経費）

第4条 甲は、乙に対して受託業務に必要な経費として、別表中10に定めるとおり、支払対象月に1人当たりの月額単価を乗じた訓練実施経費を支払うものとする。

2 受講者数が別表中8に定める訓練人員を充足しない場合の訓練実施経費は、1人当たり月額単価に月数と不足人数を乗じて得た額を別表に定める訓練実施経費から減じた額とする。

3 訓練の開始日又はそれに相当する日を起算日とし、受講生が中途退所した場合、又は委託契約を解除した場合は、訓練実施経費の額は1箇月毎に算定し、当該支払対象月について、

① 訓練が行われた日（以下「訓練実施日数」という。）が16日以上又は訓練が行われた時間（以下「訓練実施時間」という。）が96時間以上である時は月額単価とする。

② 訓練実施日数が16日以上又は訓練時間が96時間以上のいずれにも該当しない場合は、訓練をすべき日数（委託先機関が休日とした日及び翌月の応当日の前日より前に訓練が終了する場合にあっては終了日以降の日を除く。）を分母とし、訓練日数を分子にして得た率に、月額単価を乗じて得た額を当該月の支払額（1円未満の端数は切り捨てる。）とし、訓練実施経費を支払うものとする。

4 訓練の開始日又はそれに相当する日を起算日とし、翌月の応当する日の前日まで（中途退所者が発生した月について中退日まで）の区切られた期間毎において、あらかじめ定められた訓練時

間の 80%に相当する時間の訓練を受講した場合、当該期間を支払対象月とし、訓練実施経費を支払うものとする。

ただし、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間（受講者が中途退所した場合は退所までの期間）における訓練時間の 80%に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、全訓練期間について支払対象月とし、訓練実施経費を支払うものとする。

- 5 訓練実施経費の算定の基礎となる月数は、民法 143 条第 2 項の規定に基づき算定するものとする。
- 6 乙は、訓練を終了したときは、直ちに別表に定める訓練終了報告書を提出するものとする。
甲は、報告を受けたときは、その日から 10 日以内に検査を行い、通知するものとする。
- 7 乙は、前項の通知を受けたときは、第 1 項から第 4 項の訓練実施経費を、書面により甲に対して請求するものとする。

（就職支援業務）

第 5 条 乙は、訓練期間中及び訓練終了後を通じ受講者の就職促進に努めることとする（就職支援の内容について、別表中 4 のとおり）。

- 2 乙は、委託訓練実施機関に就職支援責任者を設置し、受講者に対して就職支援を行うものとする。

（就職支援経費）

第 6 条 乙は、訓練終了日の翌日から起算して 3 箇月間（3 箇月経過する日）（以下「経過日」という。）までの訓練受講修了生（就職による中途退所者を含む。以下同じ。）の就職状況について訓練受講修了生からの書面の提出により把握のうえ、別表中 12 に規定する報告期限までに当該書面を添付して甲に報告する。

ただし、経過日までに乙又はその関連事業所に内定した訓練受講修了生については、別表中 14 に規定する報告期限の翌日から起算して 20 日を経過した日までに甲に報告するものとする。

- 2 甲は、前項の報告を受けたときは、その日から 10 日以内に検査を行い、通知するものとする。
- 3 乙は、前項の通知を受け、別表に定める計算方法に基づき算定した結果、就職支援経費の減額がないとき又は減額が一部であるときは、就職支援経費を書面により甲に対して請求することができる。

なお、中途退所等が発生した場合の就職支援経費の算定に当たっては、第 4 条第 3 項の規定を準用する。

また、第 4 条第 4 項の規定により、就職支援経費が支払対象月に該当しない月がある場合には、当該月を支払対象月から除くこととする。

（職場見学等推進費）

第 6 条の 2 乙は、職場見学、職場体験、職場実習の実施状況について、受入事業所担当者の確

認を受けた書面により整理のうえ、別表中 14 に規定する期限までに当該書面を添付して甲に報告する。

- 2 甲は前項の報告を受けたときは、その日から 10 日以内に検査を行い、通知するものとする。
- 3 乙は、前項の通知を受け、別表中 10 に定める計算方法に基づき算定した結果、職場見学等推進費の減額がないときは、当該委託費を書面により甲に対して請求することができる。

（委託費等の支払）

- 第 7 条 甲は、第 4 条第 7 項、第 6 条第 3 項及び第 6 条の 2 第 3 項の請求書を受け付けた日から 30 日（以下「約定期間」という。）以内に当該委託費を支払わなければならない。
- 2 甲は、前項の期間内に委託費を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年 2.5%の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
 - 3 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（業務報告等）

- 第 8 条 乙は、甲に対して別表中 5 及び 15 に定めるところにより受託業務の運営状況に関する報告を行わなければならない。また、甲の行う運営状況及び実施状況の調査を正当な理由がなく拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。
- 2 乙は、前項に定める甲の行う調査が再受託者の行う業務に及ぶ場合には、再受託者が甲の行う調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避しないよう適切な措置を講じなければならない。
 - 3 甲は、第 1 項の調査を実施した結果、特に必要があると認めるときは、乙と協議し、委託業務の実施に必要な指示を乙に行うことができる。

（秘密の保持）

- 第 9 条 乙は、受託業務の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

- 第 9 条の 2 乙は、受託業務における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他法令を遵守するとともに、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、前項の措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - （1）個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないようにすること。
 - （2）個人情報の取扱いについて管理体制を定め、管理状況について適宜検査を行うこと。

- (3) この契約による事務に関して知ることができた個人情報を、他に漏らさないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (4) この契約による事務を処理するため、個人情報を取得し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うこと。
- (5) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾を得ずに複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供しないこと。
- (6) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止に関する措置を講じること。
- (7) 甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理しないこと。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該事務を処理する場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- (8) この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬すること。
- (9) この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、当該契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に方法を指示したときは、当該方法によること。
- (10) この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に従事している期間のほか、当該事務に従事しなくなった後の期間においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は法令により罰則が適用されることがあること等、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。
- (11) この契約による個人情報の取扱いの状況について、甲の指示に従い、定期的に報告するとともに、甲が時期を定めて実施する実地調査に協力すること。
- (12) 前号のほか、甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いの状況について調査の必要があると認めて、乙に対して必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内容に従うこと。
- (13) 甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いが不相当と認めて、乙に対して必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。
- (14) 前各号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うこと。

(災害の報告)

第 10 条 乙は、訓練受講者が訓練受講中に災害を受けたときは、速やかにその旨を甲に通知するものとする。

(関係書類の保管)

第 11 条 乙は、委託事業の実施経過及び委託訓練に係る関係書類を整備し、甲からの照会等に対応できるようにしなければならない。

2 乙は、前項の書類等を委託事業の終了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

（不正があった場合の措置）

第 12 条 甲は、偽りその他不正の行為により就職支援経費の支給を受けたこと、又は受けようとしたことが明らかになったときは、乙に対し、就職支援経費の全部若しくは一部を返還させ、又は契約を解除することができるものとする。

2 第 1 項の際には、不正受給に係る処分を通知した日から起算して 5 年以内の期間を定め、受託機会を与えないものとする。

（契約の解除等）

第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、委託費の支払を停止し、支払った委託費の全額若しくは一部を返還させ、又は契約を解除することができる。

なお、第 6 号及び第 7 号の規定による解除は、催告を要しないものとする。

（1）この契約に違反したとき。

（2）著作権法違反等、この受託業務の実施に係る基本的な部分において関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となったとき。

（3）税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、この受託業務を実施することがふさわしくないと甲が判断したとき。

（4）第 6 条第 1 項の規程による訓練受講修了生の就職状況報告に関して虚偽の報告をしたとき。

（5）この受託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき。

（6）乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（7）乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をしたとき

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ 偽計又は威力を用いて甲の行為を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

2 前項の規定により、この契約が解除された場合において、乙は、受託業務の残務の処理が完了するまで、甲乙間の協議に基づき、責任をもって処理するものとする。

3 乙は、甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したときは、この契約を解除することができる。

（契約締結に際し確約事項）

第 13 条の 2 乙は、前条第 1 項第 6 号及び第 7 号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことも確約しなければならない。

（談合等による契約の解除）

第 14 条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令、第 62 条第 1 項に規定する納付命令又は第 64 条第 1 項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

（2）乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

（3）前 2 号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(違約金)

第 15 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託費から完了した業務に係る経費を減じた額の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第 2 項の規定により第 2 号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

(1) 第 13 条第 1 項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当するときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第 13 条第 3 項の規定によりこの契約が解除されたときは、委託費から完了した業務に係る経費を減じた額の 10 分の 1 を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、受託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の予定)

第 16 条の 2 乙は、第 14 条各号のいずれかに該当するときは、受託業務の完了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、委託費の 10 分の 2 に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 3 号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超え

ることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(契約解除の場合の特例)

第 17 条 甲は、第 13 条及び第 14 条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 13 条第 1 項及び第 14 条の規定により本契約を解除した場合において甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(付随義務)

第 18 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(遅滞)

第 19 条 乙が第 16 条の 2 に規定する損害賠償金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 2.5%の割合で計算した額の遅延利息を甲の指示に基づき支払わなければならない。この場合において、端数処理の計算方法については、第 7 条第 3 項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）」とあるのは、「京都府延滞金の徴収等に関する条例（平成 23 年京都府条例第 29 号）」と読み替える。

(期限の利益の喪失)

第 20 条 第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

(相殺予約)

第 21 条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(権利の譲渡等)

第 22 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(関係法令の遵守)

第 23 条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係法令の適用

基準を遵守しなければならない。

(協議)

第 24 条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲、乙協議してこれを定める。

この契約成立の証として本書 2 通を作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

甲

京都府

知 事

西 脇 隆 俊

印

乙

印